◆暇空茜(本名:水原清晃)

原告	被告	事案概要	論点	裁判所の判断	判決結果	ポイント	判決文
暇空茜	のりこえねっと(へ イトスピーチとレ イシズムを乗り越 える国際ネット ワーク)	暇空がYouTubeで無断で仁藤さんの顔写真を使用。この写真はのりこえねっとが著作権を有していたため、のりこえねっとが著作権侵害を理由にYouTubeに対し動画公開停止を申請。これについて暇空は「のりこえねっとは著作権者ではないのだから、虚偽による公開停止申請として不法行為にあたる」として提訴。	のりこえねっとは画像の著作権者か	のりこえねっとは著作 権者	2023年8月24日 東京地裁原告暇空敗訴(確定)	暇空は、訴状において「のりこえねっとには著作権はない」と主張したにも関わらず、その根拠は全くなく、のりこえねっとが著作権を主張すると、反論さえせず、 訴状以外の主張書面の提出さえしないという異常な裁判だった。 提訴のタイミン グは、暇空が、Colaboに提訴されたとしてネット上でカンパを集め始めた時期。 「のりこえねっと代表上野千鶴子さんを訴えました」というタイトルのnoteを公開 するなど、著名人を提訴したということ自体を耳目を集める材料として大騒ぎをす ること自体が目的だったとしか思われず、真摯に訴訟活動をしようとする姿勢がお よそ感じられなかった。裁判所は暇空側に対し訴訟の取り下げを促したが、これに 応じなかったため、敗訴判決となった。	
暇空茜	伊藤和子	伊藤和子弁護士(Colabo代理人ではない)が、 Twitter上で、男性弁護士による女性差別的な投稿 を引用して「暇某とおんなじ。とんでもない差 別ですね」と投稿。この「暇某とおんなじ」 が名誉棄損または名誉感情侵害にあたるとして 提訴(165万円請求)。	「暇空と同じ。とんでもない差別」は 名誉棄損または名誉感情侵害か	名誉棄損にも名誉感情 侵害にもあたらない。	2024年2月6日 東京地裁原告暇空敗訴	念のためとして、仮に伊藤弁護士の投稿が暇空の社会的評価を低下させるとしたとしても、「原告が、生物学的な性差から労働や知能の点で女性が男性に劣るという趣旨の投稿を行っていたところ、本件団体(Colabo)の代表者を否定的な意味を込めて「自称フェミニスト」などと呼称し、女性の権利向上を志向する本件団体の活動に対しても、具体的な根拠を挙げることなく「公差チューチュースキーム」等と批判を繰り返す中で、公金の不正受給が行われたことを理由とする本件住民監査請求を行った(前提事実)という経緯に鑑みれば、被告において、本件住民監査請求を含めた本件団体に対する原告の諸活動は、社会的マイノリティである女性が行う普及啓発プロジェクトに対する妨害活動に他ならないと信じたことに相当な理由があったといえるから、故意又は過失は認められない。」と判示。	
				名誉棄損にも名誉感情 侵害にもあたらない。	2024年6月20日 東京高裁 控訴棄却、暇空敗訴(確定)	原審同様の判断。	
Colabo • 仁藤夢乃	90・ 暇空茜	暇空がブログ(note)記事並びにyoutube動画において、暇空は「Colabo及び仁藤さんが10代の女性を3人部屋(タコ部屋)に住まわせて生活保護を受給させ、毎月1人65000円ずつ徴収している」、「Colabo及び仁藤さんが1LDKに3人の女性を住まわせて3人分の生活保護を受給させている」とのデマを大量に拡散していた。これについて、Colabo及び仁藤さんの名誉が毀損されたとして提訴。	「タコ部屋に少女を住まわせ、生活保 護を不正受給させた」は事実か	事実ではない。 名誉毀損に該当。	2024年7月18日 東京地裁 被告暇空敗訴 原告仁藤に対し55万円、 原告Colaboに対し165万円、 計220万円の支払いが命じら れた。	「被告(暇空)が自らの好む漫画やアニメなどのコンテンツを批判する原告仁藤に対し強い敵意を抱き、原告らを批判する動機がついるもので、上記活動報告書等の記載をあえて曲解している可能性を否定できない」と判示。暇空が、仁藤さんが10代の少女を性的に描く「温泉むすめ」を批判したことに対して、仁藤さんに敵意を抱き、Colaboの報告書をあえて曲解した可能性があるとの指摘。また、暇空は、本件提訴は、暇空によるColaboに関する情報発信を萎縮させるためであって権利濫用であると主張したが、判決は、本件提訴が暇空の情報発信を萎縮させる目的に出たものと認められる証拠はないし、「むしろ、被告は、原告らによる本件訴訟の提起以降、本件ブログアカウントおよび本件動画アカウントにおいて、本件訴訟の経過に関する投稿を頻繁に行ったり、本件Twitterアカウントにおいて、原告Colaboから訴訟を提起されても請求額以上の金額を稼ぐことができるといった趣旨の投稿をしたりしており、本件訴訟の提起によって被告の原告らに関する情報発信は一切萎縮しておらず、かえって助長されている様子さえうかがえる」と指摘。	
					2025年4月17日 東京高裁 暇空敗訴	原審と同旨。	

2025/04/18

		1	1		1		
のりこえ ねっと	暇空茜	暇空が、島崎ろでいーカメラマンにより撮影され、のりこえねっとが著作権を持っている仁藤の肖像写真35枚を、権利者に無許可で使用して動画を作成。	暇空の行為は著作権侵害及び著作者人 格権侵害に該当するか	著作権侵害及び著作者 人格権侵害に該当する	2024年8月1日 東京地裁 被告暇空敗訴 写真使用の差し止め、 原告のりこえねっとに77万 円、原告島崎に33万円の支払 を命じられた	著作権法上認められる「引用」の成否に関しては「本件各動画は、仁藤ないしColaboの活動に対する批判的な立場から作成されたものと理解し得るところ、本件写真を利用する必要性は必ずしも高くはないとみられる上に、 通常の報道ないし批評の域を超えて、仁藤ないしColaboを揶揄する文脈において本件写真を利用している ことがうかがわれる。また、本件各動画において、本件写真の撮影者、権利者ないし引用元を示す記載等も置かれていない。」とし、「公正な慣行に合数するものであり、かつ、報道、批評・・・その他の引用の目的上正当な範囲内で行われ」たものとはいえないとし、「引用」にあたらないと判示。	
				著作権侵害及び著作者 人格権侵害に該当する	2025年1月30日 東京高裁 暇空敗訴	暇空は、写真を撮影した島崎がのりこえねっとに著作権を譲渡したと言い、のりこえねっとは譲渡されたと言っているが、「譲渡されていない」ということばかり主張しており趣旨不明。判決では、島崎、のりこえが著作権譲渡について述べている以上、その他の証拠は不要という当然のことが述べられた。	
				期限までに上告理由書 の提出がなかった	2025年4月11日最高裁 上告却下・暇空敗訴		
暇空茜	太田啓子	太田弁護士がTwitterで「#暇アノン」と投稿したこと、陰謀論を批判する投稿をリツイートしたことに対して、暇空が名誉毀損と平穏生活権の侵害だとして提訴。	①「暇アノン」は侮辱か ②リツイートは平穏生活権侵害か	①②とも否定	原告暇空敗訴	①について、「暇アノン」という表現について、暇空の投稿が 「陰謀論に属するという見方が、批判的な言論として許容される範囲を逸脱するとまではいえない」と判示、また、「そもそもこれらの原告の投稿を含めた Colaboに関する疑惑等を呈する見解が、いずれも公開の場で展開されていることからすると、他者から、それらの見解の合理性や論拠の正当性等に関する批判や反論を受けることも、言論の性質上、相当の程度において受忍されるべき」と判示。	
				①②とも否定	2025年3月13日 東京高裁 暇空敗訴(確定)	原審と同旨。	
暇空茜	太田啓子	2022年11月29日の提訴記者会見におけるColabo 代理人・太田弁護士の発言が名誉毀損にあたる として提訴。	記者会見における、暇空の言動を批判 する言葉が暇空への名誉毀損にあたる か		東京地裁審理中。次々回頃、 当事者尋問予定。 2025年3月18日の期日にて暇 空の尋問採用。		
暇空茜	神原元	2022年11月29日の提訴記者会見において神原弁護士が「サイバーハラスメント」「大量のデマ」「女性差別」「ミソジニー」「リーガルハラスメント(中略・住民監査請求や情報開示請求などを繰り返すことについて)合法的な嫌がらせ」などと発言したことに対して、暇空が名誉毀損を主張し訴えた裁判。	①「大量のデマ」「サイバーハ ラスメント」発言は名誉毀損か ②「女性差別」「ミソジニー」発言は 名誉毀損か ③「住民監査請求等は合法的嫌がら せ」発言は名誉毀損か	①②③④とも否定	2024年9月26日 東京地裁 暇空敗訴	裁判所が、暇空茜によるColaboの会計不正等の「デマ」11個を認定。 それらの発信の動機が「女性差別」に基づくこと、そして、情報開示請求及び住民 監査請求が、Colaboに対する嫌がらせ目的であることも認められた画期的な判決。 暇空がColaboの関係者に対して、 意図的に、相当程度の精神的苦痛を与えているという事実は真実、 情報発信の動機が女性に対する差別意識や嫌悪に基づくことは真実相当、 Colaboの関係者に対し、精神的苦痛を与える目的をもって東京都に対する情報開示 請求及び住民監査請求を行ったことも真実、 暇空による情報開示請求及び住民監査請求が「権利濫用」との指摘も意見論評の範 囲で適法とされた。	
				①②③④とも否定	2025年3月25日 東京高裁 暇空敗訴	原審と同旨。	

2025/04/18

伊藤和子	暇空茜	暇空が無断で伊藤弁護士の写真を動画で使用 し、伊藤弁護士を「ナニカグループ」の一員で あると述べた。	①「税金チューチュー」などの暇空の 投稿が伊藤弁護士への名誉型毀損にあた るか②「公金チューチュー」などの暇 空の投稿が伊藤弁護士への名誉毀損に あたるか③暇空が動画に伊藤弁護士の プロフィール写真に加工したものを投 稿したことは肖像権侵害か	士を指したものとは読	暇空敗訴(確定) 肖像権侵害 について11万円の支払を命じ	①②については、暇空の記載はColaboにむけられたものであり、伊藤弁護士にむけられたものとは読めないという理由で否定。③については、伊藤弁護士がプロフィール写真として公開しているものであるが、伊藤弁護士が無断転載を禁じる投稿をしたあとに暇空が動画に使用したこと、目元を隠す容疑者のような加工をしたことなどから、伊藤弁護士の肖像権を侵害するものとして社会通念上受忍限度を超えると判断された。双方控訴せず確定。 肖像権侵害がみとめられた暇空の動画のタイトルは「弁護士を三人提訴しました」というもので、伊藤弁護士のほか神原弁護士、太田弁護士を提訴したことを動画のネタにし、拡散したもの。 判決では動画の視聴回数は「44万回以上」とされている。	
暇空茜	望月衣塑子	Colaboの記者会見の二日後に望月記者が出演したラジオ番組で「「Colaboタコ部屋疑惑は事実無根」という趣旨の発言をしたことについて、名誉毀損であるとして暇空が提訴。	①「生活保護ビジネス」等について暇空が示した事実は真実か②暇空の誹謗中傷の発信回数として望月記者が述べたことは名誉毀損にあたるか	①真実ではない ②真実相当性がある。 名誉毀損にあたらない	2024年12月26日 東京地裁 暇空敗訴 控訴審係属中	「Colaboの「生活保護ビジネス」について暇空が示した事実が真実でない」という望月記者の摘示した事実が真実である、暇空による誹謗中傷の発信回数について、望月記者の発言はColabo会見を通じて得た情報の提供を主眼とするものであり、配布資料と説明から真実と信じたことに相当の理由がある、暇空側は、望月記者は「生活保護ビジネス」についての発信回数として言っており、その回数はわずかだと主張したが、裁判所は誹謗中傷投稿の回数だとして退けた。	
		勝部さんが代表の「#MenWithWomen」という市				①一般人の通常の通常の注意及び読み方を基準として本件記事アを読んだ場合に、	
暇空茜	民団体が主催した「ミソジニー・オブ・ザ・イヤー2023」という企画において、回答を募集するページで暇空の言動を「一般社団法人Colaboをはじめとする若年女性支援団体に対して攻撃的言動を繰り返している中心人物」と紹介。ミソジニー・オブ・イヤーの投票には「堀口英利」を名乗る大量の嫌がらせ投票が続き、勝部はこれを指摘するとともに、これが「暇アノン初の逮捕者につながることを期待」とエックスに投稿。また、ミソジニーオブイヤーの集計結果を投稿。これらの投稿を名誉毀損として暇空が勝部さんを提訴。	か言動もした老」として小声1位になっ	①いえない ②いえない ③違法とはいえない	2025年2月21日 さいたま地裁 暇空敗訴	①一般人の通常の進帯の注意及び読み方を基準として本件記事がを読んだ場合に、 暇空が主張するような「暇空及びその支持者が本件嫌がらせ投票をしているとの事 実を摘示するものと解することはできない」 ②本件嫌がらせ投票をしている人物は、原告の陰謀論を信じる者らである可能性が あるとの被告の推測ないし意見にすぎない。 ③候補の選考や投票過程が、暇空に多くの票が集まるように誘導するようなもので あったとは認められない。暇空への人身攻撃等を目的とするものであったとも認め られない。		
		を投稿。これらの投稿を名誉毀損として暇空が			控訴審係属中		
暇空茜	東京都	住民訴訟が5件係属している。Colaboは補助参加。	東京都は、Colaboを受託者とする若年 被害女性等支援事業または補助金(DV 交付金)において違法な支出をしたか		東京地裁に係属中 (5件)		

◆音無ほむら/エコーニュース(本名:江藤貴紀)

原告	被告	事案概要	論点	裁判所の判断	判決結果	ポイント	判決文
olabo・ 藤夢刀	江藤貴紀	江藤がブログやSNSでColaboに対して 「大量脱税」「詐欺罪が成立」等と投稿したことや、フランクフルトを持った仁藤の写真を無断で使用し「ゆめにゃんのフェラ画像」「疑似口腔性行した自撮り画像」などと投稿したことについて、Colaboと仁藤が名誉毀損で訴えた裁判	①「大量脱税の疑い」はデマか ②「障害者を勧誘して不動産ビジネス」はデマか ③「フランクフルトは疑似フェラ」は 侮辱か	①「大量脱税」「詐欺」はデマ。名誉毀損②はデマ。名誉毀損③は侮辱		①について江藤は「法的見解を表明したにすぎない」と主張したが、判決は記述を具体的に検討し、「一般の読者からすれば、被告の主張するような法的見解を表明したものではなく、原告らが脱税をしたと理解するものと考えられる」「Colaboが非営利型法人の要件を満たさない根拠を具体的に指摘していることからして、疑問形の形式をとりつつも脱税の事実を摘示したとみるのが自然」とした。損害額について「原告らの実施する支援活動にも支障を生じさせるものといえる」とした。385万円はかなり高額といえる。 ③は、仁藤さんが高校の文化祭でフランクフルトを口元に寄せているだけの写真であり、おまそ性的な意図を感じる写真ではないにも関わらず、江藤は何度もこの写真を投稿し「疑似フェラ」と揶揄。判決は「性的な意図を持って撮影されたものでないことは(略)明らか」「敢えて原告仁藤を性的に揶揄する意図」で投稿したと判断。 江藤は③に関し、「フランクフルト」の語が男性の陰茎を意味する隠語として用いられているとして「性風俗用語大辞典」なる書類を書証で提出したり、Googleで「フランクフルト フェラ」で検索したポルノ画像を大量に証拠として提出し、「男性の陰茎の象徴として用いられているフランクフルト・フェラ」で検索したポルノ画像を大量に証拠として提出し、「男性の陰茎の象徴として用いられているフランクフルト・フェラと呼ばれ、ポルノ作品においてしばしば用いられている比較的ポピュラーな表現行為」とまで述べた。単なる日常風景の写真を卑猥なものと決めつけ、裁判で大量にポルノ画像を証拠として提出して、それと同じものだと見せつけてくるという訴訟活動であった。	

2025/04/18

3

					2025年3月19日東京高裁判 決、江藤敗訴(確定)。 利息含め410万円以上の損害 賠償全額が支払われた。	敗訴判決確定を受けて、江藤は任意に全額支払った(利息含め410万円以上)。しかし 江藤は「取材と裁判準備の寄付を募集」として、ネット上でカンパを募り、本人に よるとその金額は「入金総額1310万1204円(個人口座限定)。弁護士費用6 60万円ちょうど(コラボ相手とモブ開示合計。また被告事件の報酬金は経済的利 益を排除した額によるMAXの132万円で計算(もしコラボに取られたら、訴訟費 用はより高くなる)」(2023年9月26日ツイート)とのことで、事実であれば、損害 賠償額以上の利益をカンパによって得たことになる。 暇空は更に巨額のカンパを得ている。「ミソジニーの収益化」というべき深刻な事 態が起きている。	
江藤貴紀	Colabo・Colabo理 事・Colabo代理人 弁護士ら	記者会見において、江藤が2015年ごろから Colaboについて執拗に言及したり連絡する等の	① 「デマ捏造者」は江藤を指すものか。指すとしてそれは名誉毀損にあたるか ② 「古参のストーカー」は名誉毀損か	①この資料における 「デマ捏造者」は江藤 のことを指していない (暇空を指してい る)。 ②名誉毀損にあたらな い	2024年11月25日 東京地裁 江藤敗訴	「①一般読者の普通の注意と読み方とを基準にすると、本件記載が原告(江藤)にも言及したものとは認められない」とされた。江藤自身もColaboに対する名誉毀損をしており別訴で損害賠償を命じる判決が確定しているが、この資料においては暇空のことを指して「デマ捏造者」との文言が使用されていたのに、江藤はなぜか自分のことだと読解して提訴した。②江藤が、仁藤さん及びColaboに関する批判的な内容の記事を公開したり、仁藤さんの水着姿の写真を無断で複数回SNSに投稿したり、仁藤さんの写真を指して「疑似口腔性交」と性的に揶揄するようなことをしていたことからすれば、「被告仁藤、被告法人及び本件弁護団等から、理性的に反論されるだけではなく、ある程度強い表現を用いて反発されることも覚悟してしかるべきであった」「表現の闘争的な応酬の一場面とみるのが相当」「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまでは認めることができない」	
		見出席者11名全員を提訴。			2025年5月13日 控訴審第一回 期日予定		

◆その他進行中

	The late to the second							
原告	被告	事案概要	論点					
Colabo・ 仁藤夢乃	浅野文直(川崎市 議)	浅野が自身のYouTubeなどでColaboについて 「不正」「裏帳簿」などと発言したことに対し て、Colaboが名誉毀損で提訴。	①「福祉を食い物にしている」「川崎市や都の事業と重複計上の可能性がある」等の発言は名誉毀損か ②「裏帳簿、簿外処理」等の発言は名誉毀損か					
Colabo· 仁藤夢乃	やん	「やん」がTwitterでColaboに対して「人権ヤクザ」「女性を食い物にして」きたなどと投稿したことに対して、Colaboが 名誉毀損で訴えた裁判	①「女性の人権を踏みじにって食い物にしてきたColabo」「「人権ビジネス」ではなく「人権やくざ」、もしくは社会重動標榜ゴロすなわち反社と明確に言ったほうがいいですかね」等の発言は名誉毀損か②「女性を食い物にしてデマとヘイトで焼け太ってきたColabo仁藤夢乃」等の発言は侮辱か					

2025/04/18